

水銀含有ばいじん等に係る追加措置

① 排出事業者による保管（平成 29 年 10 月 1 日から施行）

産業廃棄物保管場所の掲示板の記載項目である「保管する産業廃棄物の種類欄」に水銀含有ばいじん等が含まれることを明記すること。（規則第8条第1号ロ）

産業廃棄物の保管場所	
保管する廃棄物の種類	汚泥（水銀含有ばいじん等）
積み上げ高さ	〇〇m
管理責任者	□□ □□□（△△△課）
連絡先	TEL : (×××) ×××-××××
注意事項	(1)水銀含有ばいじん等の保管場所につき、関係者以外立入禁止。 (2)許可なくして持ち出し禁止。 (3)容器等の破損を見つけた場合は、上記へ連絡してください。

図 水銀含有ばいじん等の保管施設の表示例

② 排出事業者による帳簿の作成、保存（平成 29 年 10 月 1 日から施行）

排出事業者が自ら水銀含有ばいじん等を運搬又は処分をする場合は、毎月末までに前月中における水銀含有ばいじん等に関連する事項について帳簿に記載すること。また、帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。（規則第8条の5）

③ 委託契約書への記載（平成 29 年 10 月 1 日から施行）

水銀含有ばいじん等の収集、運搬又は処分を委託する際には、委託契約書に水銀含有ばいじん等が含まれる旨を記載すること。（規則第8条の4の2）

④ 排出事業者によるマニフェストの交付（平成 29 年 10 月 1 日から施行）

水銀含有ばいじん等の収集、運搬又は処分を委託する際には、マニフェストの産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれる旨、及びその数量を記載すること。（規則第8条の20、21）

⑤ 収集・運搬、積替え、保管に関する措置の追加（平成 29 年 10 月 1 日から施行）

水銀含有ばいじん等の収集又は運搬を行う場合の追加措置はなし。産業廃棄物の収集運搬基準を遵守すること。

水銀含有ばいじん等の収集又は運搬にあたって、積替えのための保管を行う場合は、上記①のとおり保管場所の掲示板に関する追加措置（記載項目の追加）が必要。（規則第7条の3）

⑥ 中間処理基準の追加（平成 29 年 10 月 1 日から施行）

水銀含有ばいじん等の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）又は再生を行う場合は、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置^{※1}を講ずること。（令第6条第1項第2号ホ(1)）

※1 大気中に飛散させない措置の一例は以下のとおり。

- 密閉された設備内で処理又は再生を行う。
- 設備や施設からの排気は、活性炭フィルターで処理する。

⑦ 処分・再生前の水銀回収（平成 29 年 10 月 1 日から施行）

以下に該当する水銀含有ばいじん等の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）又は再生を行う場合は、あらかじめ、環境大臣が定める方法^{※2}により水銀を回収すること。（令第6条第1項第2号ホ(2)、規則第7条の8の3第2号）

- ばいじん、燃え殻、汚泥又は銹さいのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む）を 1,000mg/kg 以上含有するもの。
- 廃酸又は廃アルカリのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む）を 1,000mg/ℓ 以上含有するもの。

また、従来から規定する水銀を含む特別管理産業廃棄物であって、以下に該当するものの処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）又は再生を行う場合も同様に水銀を回収すること。

（令第6条の5第1項第2号チ、規則第8条の10の3の2）

- 銹さい、ばいじん又は汚泥のうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む）を 1,000mg/kg 以上含有するもの。
- 廃酸又は廃アルカリのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む）を 1,000mg/ℓ以上含有するもの。

※2 環境大臣が定める方法とは以下のとおり。（平成 29 年環境省告示第 57 号）

- ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法（例えば、真空加熱装置で加熱する方法）であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法。

⑧ 最終処分基準の追加（平成 29 年 10 月 1 日から施行）

水銀含有ばいじん等及びその処理物の埋立処分を行う場合は、次によること。

（令第6条第1項第3号ハ、ニ、ワ、タ、レ）

- ① 水銀含有ばいじん等又はその処理物が埋立判定基準を満たす場合は、管理型最終処分場に処分することができる。
- ② 水銀含有ばいじん等のうち、ばいじん、燃え殻、汚泥又はそれらの処理物（コンクリート固型化物を除く。）で埋立判定基準を満たさないものは、あらかじめ、埋立判定基準を満たすよう処理するか、又はコンクリート固型化^{※3}すること。
- ③ コンクリート固型化物が埋立判定基準を満たさない場合は、遮断型最終処分場に埋め立てること。
- ④ 水銀含有ばいじん等のうち、廃酸又は廃アルカリは、埋立処分を行ってはならない。

【埋立判定基準】

アルキル水銀化合物：アルキル水銀化合物につき検出されないこと

水銀又はその化合物：検液 1 lにつき水銀 0.005mg 以下

※³ コンクリート固型化は、以下の条件を満たすように行うこと。(昭和 52 年環境庁告示第5号)

(Ⅰ) 結合材は水硬性セメントであることとし、その配合量はコンクリート固型化物 1 m³ 当たり 150kg 以上であること。

(Ⅱ) コンクリート固型化物の強度は、埋立処分を行う際における一軸圧縮強度が 0.98MPa 以上であること。

(Ⅲ) コンクリート固型化物の形状及び大きさは、次のとおりであること。

- 体積 (cm³) と表面積 (cm²) との比が 1 以上であること。
- 最大寸法と最小寸法との比が 2 以下であること。
- 最小寸法が 5 cm 以上であること。

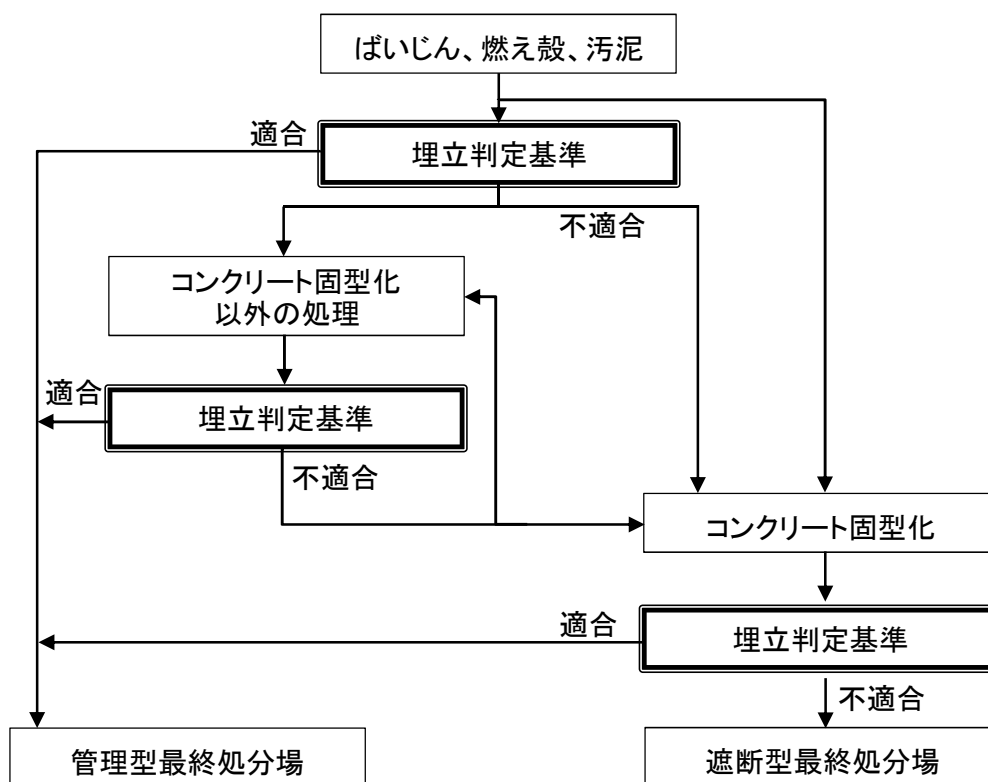


図 水銀含有ばいじん等のうちばいじん、燃え殻、汚泥の処分基準

⑨ 最終処分場の維持管理

新たな追加措置はなし。水銀含有ばいじん等を処分する最終処分場の設置者は、関連する維持管理基準及び維持管理計画に従い、当該施設を維持管理すること。(法第 15 条の 2 の 3 第 1 項)